

# 会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橋通東2丁目9番19号

TEL (0985)22-7171

FAX (0985)23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : [info@miyazaki-kenkyo.or.jp](mailto:info@miyazaki-kenkyo.or.jp)



## 農政水産部長賞

工事名：平成21年度かんがい排水事業（一般）

岩熊地区2工区

施工者：有限会社 松本建設

工事概要：用水路工 L=78.1m

発注者：東臼杵農林振興局

## 取組の概要

本工事は、用水路（水路トンネル）の改修を行ったものです。

住宅地が隣接し、かつ幅員の狭い市道沿いの用水路であったため、資材搬入時の交通規制をなくすための工夫をする等安全対策に努めました。またモルタル充填・注入工など写真だけでは仕上がりが判断しづらい部分について、施工の手順を写真等を使って分かりやすく整理する等の施工管理にも努めており、これらの取り組みが高い評価を受けました。

9

2012.SEP

No.455

---

# 目 次

◇平成24年9、10月行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（8月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第5回常務理事会を開催	3
2. 第5回県土整備部との意見交換会を開催	4
3. 平成25年度 宮崎県産業開発青年隊 隊員募集要項	6
4. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	8
5. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	9
6. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	10
◇雇用改善コーナー	
1. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	11
2. 新規学校卒業予定者等の採用について	13
◇技士会	
1. 平成24年度 1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	14
2. 平成24年度 2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」 受験準備講習会（ご案内）	14
3. 2回目の『監理技術者講習』終わる	15
4. JCMセミナー（特別講習会）のご案内	15
◇建退共	
1. 建退共事業加入・履行証明書の発行について	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	17
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（7月分）	17
◇建災防	
1. 平成24年度 全国労働衛生週間について	18
2. 住宅建築工事に対する一斉監督指導の結果について	19
3. 高所作業車による運転業務で死亡災害が発生！	20
4. 登録教習機関の登録取消し処分について	20
◇火薬保安協会	
1. 平成24年火薬類による事故（5月末現在）	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）	22
2. 中間前金払制度のご案内	23
◇書籍のご案内	
労働関係実務書籍のご案内	24
◇（財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
建設共済加入促進月間 実施に向けて!!	25

---

## 平成24年9月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	⊕	1級土木施工（実地）受験準備講習会		
2	⊗			火薬類取扱保安責任者等知事試験（宮崎）
3	月	宮崎県建設業協会常務理事会及び県土整備部との意見交換会		
4	火			
5	水			火薬類消費場所巡回指導員研修会
6	木		基金企業年金連合会常務理事・運営責任者セミナー（7日まで京都）	
7	金	宮崎県議会9月定例会開会（10/12まで） 1級土木施工（実地）受験準備講習会（8日まで）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（8日まで清武） 基金社会保険制度講習会	
8	⊕			
9	⊗	平成24年度上期1・2級建設業経理検定試験（宮崎大学）		
10	月	九州地方整備局経営支援セミナー（宮崎）		
11	火			
12	水		基金資産運用検討委員会代議員会	
13	木		振動工具取扱作業従事者安全衛生教育（清武）	火薬保安講習（日南）
14	金	宮崎県建設業協会青年部連合会常任理事会		
15	⊕			
16	⊗			
17	⊗	敬老の日	敬老の日	敬老の日
18	火		基金納入告知書発送	保証会社取締役会（大阪）
19	水			
20	木	全国建設業協会理事会・評議員会（東京） 2級土木施工実力テスト（21日まで）	建災防本部常任理事会（東京）	
21	金		高所作業車運転技能講習（23日まで延岡）	
22	⊕	秋分の日	秋分の日	秋分の日
23	⊗			
24	月			
25	火	宮崎県建設業協会3級建設業経理事務士特別研修（27日まで宮崎）	足場作業主任者能力向上教育（延岡）	
26	水			
27	木	全国建産連会長会議（鹿児島）	基金企業年金連合会理事長・企業年金トップセミナー（28日まで神奈川）	火薬保安講習（高鍋）
28	金		不整地運搬車運転技能講習（30日まで清武）	
29	⊕			
30	⊗			

## 平成24年10月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月	JCM特別セミナー（宮崎）		
2	火			
3	水			
4	木	九州建設業協会専務・局長会議及び会長会議（福岡） 情報化施工と工事成績・積算セミナー（日南）		
5	金	情報化施工と工事成績・積算セミナー（高千穂）	小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（6日まで清武）	
6	⊕			
7	⊖			
8	Ⓚ	体育の日	体育の日	体育の日
9	火			
10	水			
11	木			火薬類保安講習（宮崎）
12	金		車両系建設機械（解体用）運転技能講習（延岡）	
13	⊕			
14	⊖			
15	月	九州建設業協会地域・定例懇談会（長崎県）		
16	火		基金納入告知書発送	
17	水			
18	木		全国建設業労働災害防止大会（19日まで兵庫） 基金企業年金連合会事務長、事務責任者セミナー（宮城）	
19	金	宮崎県建設業協会青年部連合大会（西都）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（20日まで清武）	火薬知事試験合格者発表
20	⊕			
21	⊖			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木		基金事業主・事務責任者合同説明会（宮崎）	組合九州各県研修会（宮崎） 火薬類保安講習（高千穂）
26	金		基金事業主・事務責任者合同説明会（小林） ローラー運転業務特別教育（27日まで清武）	中央会全国大会（宮崎） 火薬類保安講習（日向）
27	⊕			
28	⊖			
29	月	宮崎県建設業協会建設現場見学会（宮崎農業高校）	基金事業主・事務責任者合同説明会（東諸）	
30	火			
31	水			

## 県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(24.8月分)

### 【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	2012九州・沖縄地域における建設産業支援プログラム公的支援制度一覧を掲載しました！	国土交通省 九州地方整備局	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

## 県協会 会員の動き（8月1日～31日）

### 【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
都 城	(有)河 口 組	代 表 者	相 葉 和 春	相 葉 和 弘
東 諸	(有)綾 川 建 設	代 表 者	竹 内 政 文	竹 内 博 文
日 向	(株)甲 斐 建 設	代 表 者	甲 斐 忠 義	甲 斐 秀 樹

# 宮崎県建設業協会

## 1. 第5回常務理事会を開催

平成24年8月9日（木）午後1時30分、建設会館「5階会議室」において、全役員出席のもと開催された。

開会にあたり永野会長から「8月の県発注工事が公表されたが、多くの会員の受注を期待したい。本日は議題に入る前に、建設業福祉共済団の齋藤専務から、建設共済制度について説明があるが、昨年建設会館のリニューアルに際して助成金を頂いておりお礼を申し上げたい。また、県土整備部との意見交換会もあるため、議事進行に協力をお願いしたい。」と挨拶があった。

建設業福祉共済団の説明終了後、午後2時00分、会長が議長になり議題に入った。

議題については次のとおり。

### 議題1 県との意見交換会について

岡田専務から資料1に基づき、7月の意見交換会において、県から提案された2つの事項について、協会としての回答を出して頂きたいとの説明があり、審議に入った。

管理課から提案された法面業者の格付け実施案については、仕事の量が少なく、地区ごとの発注バランスも考慮すると、時期尚早であり、協会としては現状のままを希望して、格付けの実施は要望しないことが採決された。

技術企画課から提案された、土木工事一式シート簡易型の公共施設保全への取組配点変更案については、全会一致で変更を要望することが採決された。

また、工事種類の細分化は、更なる分離発注の増加につながるため、難易度に応じて法面と舗装工事は土木一式での一体発注ができないか検討を要すること、河川工事においては近年災害が少なく、河川シートで実績計上ができないため、実績条件や難易度の見直しについて検討を要すること等の意見が出された。

### 議題2 県議会自民党会派との意見交換会の日程と意見調整について

岡田専務が資料2に基づき説明を行い、日程については自民党会派の勉強会に併せて、8月27日（月）で調整することが承認された。

また、意見交換のテーマは、7月31日に行われた自民党県連への要望活動を基に、当日午後3時から協会としての統一見解を調整することが承認された。



会長挨拶



常務理事会



共済団説明（齋藤専務理事）

### 議題3 九州建設業協会「地域・定例懇談会」の本会提案事項について

岡田専務が資料3に基づき説明を行い、7月の常務理事会で提案された南海トラフ連動地震を想定した国土防災計画とその対策がどのように検討されているのかを、本会の提案事項にすることが承認された。

また、本件が共同提案になる可能性もあり、その場合は九州ブロックで調整することも承認された。

### 議題4 宮崎県建設業協会「将来ビジョン」について

「宮建将来ビジョン」については、業界の地位の向上のために、建設業は地域の町医者役割を担うという表現を視点の整理のなかに取り込むことが提案され、事務局で修正することが承認された。

また、ビジョンが協会の自己満足にならないように、マスコミにアピールする機会を作り、関係機関にもビジョンを配ること、さらに県土整備部長を通して知事にビジョンを届けることが承認された。

### 議題5 その他

- (1) 8月2日(木)に協会の正副会長4名が、知事、県議会議長と副議長、県土整備部長に対して行った総会決議文による要望活動を、岡田専務が資料5に基づき説明した。
  - (2) 8月1日(水)に開催された九州建設業協会臨時会長会議について、岡田専務が資料6に基づき、九州各県の入札制度の現状と要望活動事項等を説明した。
  - (3) 自民党宮崎県支部連合会主催のセミナーについては、昨年と同様に政治連盟が対応することで承認された。
  - (4) 九州地方建設産業再生協議会主催により9月10日(月)開催される「経営支援セミナー」について、岡田専務が説明を行い、対応は事務局に一任することで了承された。
  - (5) 次回常務理事会は9月3日(月)午後2時00分に開催することが決定した。
- 以上、すべての議題を協議して終了した。

## 2. 第5回宮崎県県土整備部との意見交換会

平成24年8月9日(木)午後3時30分、宮崎県建設会館5階会議室において、事務局長が開会を宣した。出席者は次のとおり。

#### ◇県土整備部

管理課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、串間主幹、宮田主査

技術企画課：前田課長、木下課長補佐、岩切主幹、日高主査

#### ◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長

堀之内・淵上・林・仁科・河野・甲斐・竹尾常務理事

開会にあたり、永野会長が「県土整備部に対して毎月意見交換会に出席していただき謝意を述べたい。また、今年は台風の発生が多く8月、9月と心配であるが、万全な対応ができるように準備をしたい。県発注の8月予定工事が公表された。また新聞ではBCPによる地域の防災力強化の記事もあった。建設業のためによりしくお願いしたい。」と挨拶された。

続いて、江藤管理課部参事兼課長より「8月2日に協会から決議文をいただいたが、知事も内容はよく理解している。国の予算については補正予算をみながら、



会長挨拶

知事が本県への重点配分を国交省に要望する。管理課は建設業を育成することも仕事であるため、意見交換をよろしくお願ひしたい。」と挨拶された。

続いて、永野会長が議長になり、まずは7月の意見交換会における県からの提案に対して県協会の意見を回答した。

技術管理課の土木工事一式シート変更の件は、県も了解した。

管理課の法面業者格付けの件は、県が法面保護協会に確認してから判断する。



江藤部参事兼課長挨拶

### 情報提供について

前田技術企画課長から、①平成23年度の公共3部の工事成績評定点について、業界の品質確保への取組により平均点が85点レベルに到達したとの説明があった。

②全県一区土木一式シート簡易型公共施設保全への取組評価変更の件は、周知期間をとって10月から実施したい。

③技術企画課から総合評価落札方式における「自己採点票」の提出について提案があった。「事後審査方式」による事務の簡素化を目的として、9月以降に宮崎、日向、延岡土木事務所が発注する工事のなかから、工事を選定して試行したい。

試行段階であるため、自己採点票は技術申請書と共に提出する方法をとりたい。また、間違いがあっても問題にしない。

④「県道における特定道路の構造基準」等に関するパブリックコメント実施についての意見の協力依頼があった。

県が自主管理をすることになる6項目（県道、公園、県営住宅）について、条例で基準を定めるが、8月10日から9月10日までの期間に県民の意見を募集する。

情報提供に対する、県協会の意見は次のとおり。

①について、同じ県の工事でありながら、県土整備部と農政水産部・環境森林部の点数差が大きい。各部ごとの点数を公表してもらいたい。

県…マニュアルの制定と研修会を実施して標準化に努めているが、意見を全体会で報告したい。

③について、自己採点は業界側の事務負担を伴う。

③について、自己採点の正確性に懸念あり。提出は問題ないが、高く出したら修正、低く出したら落札できないという問題が発生する。

④について、8月10日から意見を募集するのに、本日の意見交換会で公表して、県民への周知はどうするのか。

県…マスコミを使って公表する予定である。

### その他の意見

- 工事現場の看板の金額について。
- 地域企業育成型の地域貢献度の細分化をしないと、BCクラスのメリットがなく協会から脱退し災害空白地帯が発生する。

以上、意見交換会を終了した。

### 3. 平成25年度 宮崎県産業開発青年隊 隊員募集要項

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成25年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
	課 程	定 員		
募集定員	施工管理課程	40名(男・女)		
	専攻課程	20名(男・女)		
	計	60名(男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24名 専攻課程 12名)	平成24年 10月6日(土)	平成24年 10月12日(金)	平成24年 9月10日(月) } 平成24年10月1日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
	平成24年 11月24日(土)	平成24年 11月30日(金)	平成24年11月1日(木) } 平成24年11月19日(月)	
一般選考試験 I	平成24年 11月24日(土)	平成24年 11月30日(金)	平成24年11月1日(木) } 平成24年11月19日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 II	平成25年 2月9日(土)	平成25年 2月15日(金)	平成25年 1月15日(火) } 平成25年 2月4日(月)	〃
一般選考試験 III	平成25年 3月22日(金)	平成25年 3月25日(月)	平成25年 3月4日(月) } 平成25年 3月18日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要 (各会場共通)

	推薦選考試験	一般選考試験
受付	10:00～10:20	受付 10:00～10:20
説明	10:20～10:30	説明 10:20～10:30
面接	10:30～(1人10分程度)	作文 10:30～11:30
		面接 11:40～(1人10分程度)

◎応募資格I(入隊資格)【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。

昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(平成25年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)】

1 施工管理課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格II(選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が95%以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

## ◎応募手続き

### 1 提出書類（施工管理課程・専攻課程共通）

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、6ヶ月以内に撮影したもの 受験票に50円切手貼付）
- 2) 推薦書（推薦選考試験受験者）
- 3) その他の書類

- ①高校在学者：調査書（進学用：申込日の属する前学期までのもの）
- ②大学、短大、高専、専門学校在学者：卒業見込証明書、成績証明書
- ③中学、高校、専門学校、大学等卒業者：卒業証明書、成績証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書（旧大検）

### 2 入隊選考試験手数料（2,200円）

宮崎県収入証紙（2,200円）を受験願書に貼付してください。

受験願書受付後は、いかなる理由があっても入隊選考試験手数料の返金はできません。

## ◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊） 隊員募集担当  
〒889-1602 宮崎県宮崎市清武町今泉丙 2559-1  
（専）0985-85-1600 FAX 0985(85)2991

## ※受験願書の設置場所

・宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）、県内の高等学校、市（各支所）町村役場、土木事務所等

## ◎受験願書の受付

郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票が到着するまで保管しておいてください。

## ◎受験票の交付

受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。  
なお、受験票が受験の2日前までに到着しないときには、上記の問い合わせ先に連絡してください。

## ◎合格発表

※発表方法は宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）正面玄関に提示（午前10時～）するほか、受験者全員に合否結果を通知します。

## ◎授業料及び経費（参考）

年間経費（施工管理課程・専攻課程共通、平成25年度の見込み額）

入隊料 （入隊時）	授 業 料		入隊時経費 （見込み）	その他経費 （資格試験受験費用、寮生活費等）
	年 額	月 額		
5,650円	108,900円	9,900円	20万程度	年間35万円程度

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については、受験の都度、寮生活費については実費を毎月徴収します。  
また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

## ◎教育訓練期間

平成25年4月から平成26年2月末までの1年間です。

## ◎在隊中に受験できる資格・免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、火薬類取扱保安責任者、危険物取扱者、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、測量士補、情報処理技能検定、造園関連資格等

## 4. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成25年度からの管理業務をお願いする指定管理者を下記のとおり募集します。法人その他の団体（個人は除く）であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、下記の施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【県ホームページ】 [http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei\\_kanri/](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/)

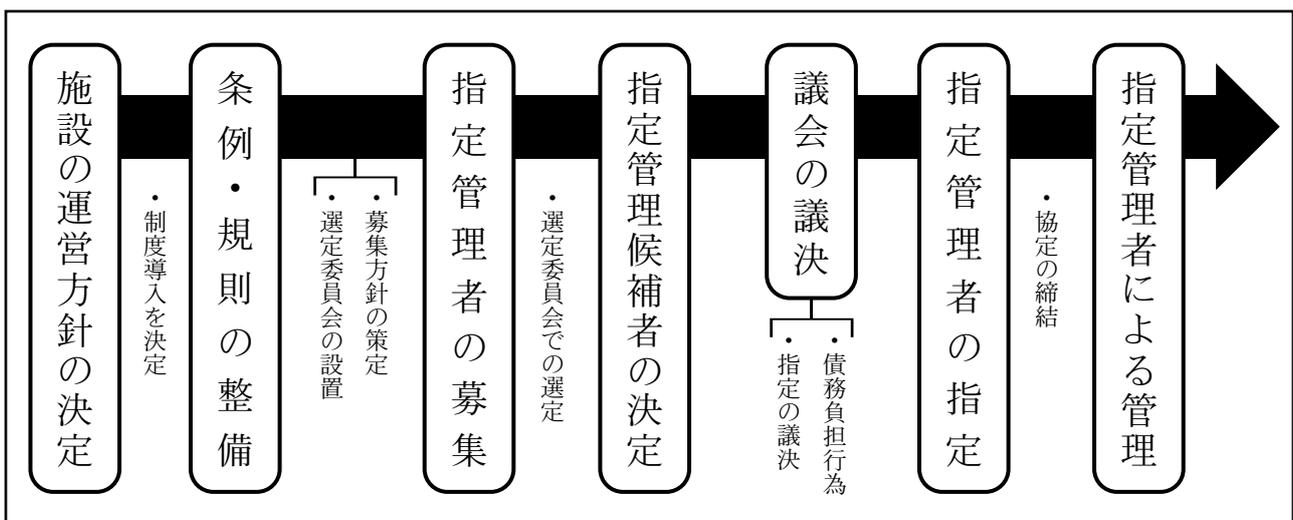
【募集期間】 7月上旬～9月上旬（※ホームページの募集情報（詳細）は募集開始と当時に更新される予定です。）

【説明会】 募集の詳細について説明会を開催します。（※参加申込みが必要です。）

募集予定施設名	所在地	施設所管課	電話番号
県営住宅（27団地）	日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内	建築住宅課	(0985) 26-7196

（参考）

指定管理者制度への移行は、下図の流れにより行うこととなります。



※「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」より抜粋

## 5. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

# 下請債権保全支援事業

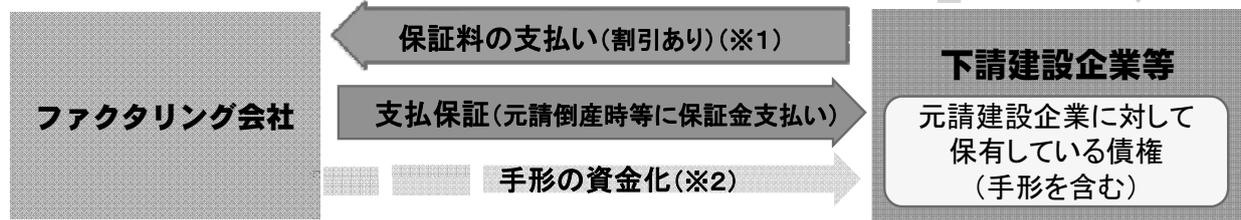


(債権支払保証事業)

下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

### 制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。  
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1)保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。  
保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2)一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

### 制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

### 保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)	
北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843
(* )手形の資金化に対応しているファクタリング会社	
(枠)枠保証に対応するファクタリング会社	

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

## 6. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、  
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

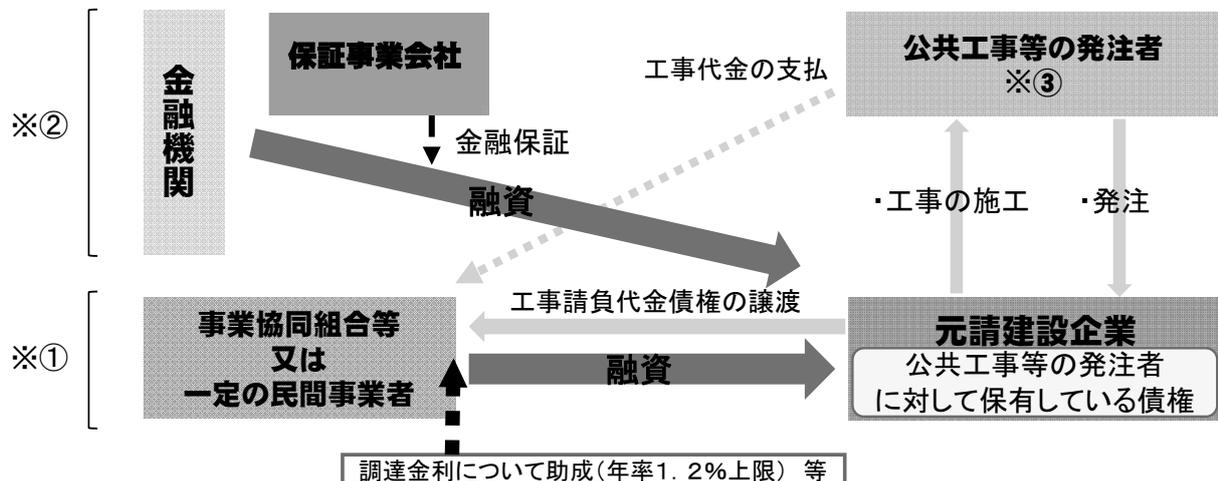
# 地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。  
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944

(順不同)

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

# 雇用改善コーナー

## 1. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

平成 24 年 4 月 1 日現在

### 1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者※)は90万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試用雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

### 2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定めのある廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

### 3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方に求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者等に委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、資金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/3 短時間労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・資金の1/2 (注)東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業者等(中小労働法)の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・資金の1/2 (労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成)	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めのない労働者の雇入れ等を行い、OJTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 (震災対応分) 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成(OJTも助成対象) (県外高度訓練(震災対応)分) 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 (移籍特例分) 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、OJTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 (中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円) (震災対応分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円 (県外高度訓練分) 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円(授業料等50万円、住居費40万円)を1年間の上限。 (移籍特例分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出力した場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目~10人目まで、1人当たり15万円(中小企業事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小企業事業主には30万円) 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円(中小企業事業主には60万円) 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円(中小規模事業主には40万円) ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目~10人目まで、1人当たり15万円(中小規模事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小規模事業主には30万円)	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設定、運営、増築若しくは建て替又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3(2,300万円限度) 運営に要する費用の1~5年目2/3、6~10年目1/3(運営形態等により限度額を設定) 増築又は建て替えに要する費用の1/2(増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度) 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円限度) 【子育て期(子が小学校3年生まで)の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度等)の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合】 100人以下企業 1人目40万円、2~5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2~10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2~5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2~5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業主あたりの上限は300万円) 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2(導入する制度の内容ごと上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円)	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金(地域雇用開発助成金)	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇い入れた事業主に対する助成	【10道県:北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給(100人分まで限度)。 【11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給(100人分まで限度)。	道県労働局 ハローワーク

(注1)各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。  
(注2)中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

## 2. 新規学校卒業予定者等の採用について

宮崎県知事 河野俊嗣  
 宮崎県教育長 飛田洋  
 宮崎労働局長 小林泰樹

新規学校卒業者等の就職に係る取組については、平素より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
 最近の雇用情勢につきましては、東日本大震災の影響等もあり、全国的に厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しの動きが見られつつあります。

本県におきましても、今春の新規高等学校卒業者の就職内定率は、昨年度を上回る結果となりました。特に、新規求人数については、昨年度より16.9ポイント増加し、改善の傾向にあります。

しかしながら、電力供給の制約や円高、さらには海外景気の下振れ等により、雇用情勢に対する悪化懸念は依然として残っております。

このような中、国及び県におきましては、求人の確保や就職支援等に全力で取り組みますとともに、インターンシップ等の実施をはじめとしたキャリア教育の推進により、望ましい職業観・勤労観の育成にも努めているところです。

つきましては、一人でも多くの新規学校卒業予定者が希望する職業に就くことができますよう、求人枠の拡大及び早期提出、並びに大学や高等学校等卒業後3年以内の既卒者における新卒枠での応募受付につきまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

併せて、関係団体の皆様及び事業主の皆様はこの旨御周知くださいますようお願いいたします。

平成24年6月5日

(文書取扱)

宮崎県商工観光労働部労働政策課  
 宮崎県教育庁学校政策課  
 宮崎労働局職業安定部職業安定課

## 本県の雇用情勢等について

労働政策課地域雇用対策室

### 1 有効求人倍率について (宮崎労働局調)

#### (1) 有効求人倍率の推移 (季節調整値)

(単位:倍)

	22年		23年									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63	0.64	0.66	0.67	0.67	0.69
宮崎県	0.52	0.54	0.54	0.56	0.56	0.56	0.58	0.58	0.60	0.60	0.60	0.61

#### (2) 県内の地域別有効求人倍率

(単位:倍)

	宮崎県	公共職業安定所別						
		宮崎	延岡	日向	都城	日南	高鍋	小林
23年11月	0.61	0.64	0.54	0.54	0.81	0.72	0.49	0.94
前年同期	0.50	0.54	0.45	0.43	0.67	0.53	0.50	0.60

※ 宮崎県は季節調整値。公共職業安定所別は原数値。

#### (3) 九州各県の有効求人倍率

(単位:倍)

	宮崎	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿児島	沖縄
23年11月	0.61	0.61	0.64	0.62	0.66	0.67	0.60	0.32
前年同期	0.50	0.52	0.55	0.50	0.52	0.58	0.47	0.32

### 2 完全失業率の推移について (総務省「労働力調査」)

(単位:%)

	22年		23年									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3	4.1	4.5	4.5
宮崎県	4.9		5.1		4.2		5.1					未決

※1 全国約4万世帯(本県では約500世帯)を対象とした調査からの推計数値である。

2 都道府県別は四半期ごとの平均(モデル推計値)が公表されている。

### 3 平成24年3月新規学校卒業者の就職内定状況について (宮崎労働局調)

(単位:人、%)

		求職者数	就職内定者数	就職内定率
		①	②	②/①
高等学校	23年11月末現在	2,850	2,143	75.2
	前年同期	2,825	1,971	69.8
	前々年同期	2,927	1,852	63.3
大学	23年11月末現在	1,557	711	45.7
	前年同期	1,580	775	49.1
	前々年同期	1,496	724	48.4

# 技 士 会

## 1. 平成24年度 1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

平成24年7月1日(日)に1級土木施工管理技術検定「学科試験」が実施され、その結果が8月15日(水)に発表されました。各試験地における合格者数等は表のとおりで、合格者の番号は、全国建設研修センターのホームページに掲載されております。

昨年の合格率の全国平均は40.8%でしたが、今年は54.8%と昨年より14ポイントアップしました。

●学科試験実施状況：(平成24年7月1日実施)

試験地	出席者数	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,567	878	56.0
釧路	424	229	54.0
青森	775	417	53.8
仙台	2,836	1,630	57.5
東京	9,867	5,381	54.5
新潟	1,557	882	56.6
名古屋	4,370	2,446	56.0

試験地	出席者数	合格者数	合格率 (%)
大阪	5,734	3,030	52.8
岡山	1,257	651	51.8
広島	1,487	856	57.6
高松	1,442	829	57.5
福岡	5,575	3,055	54.8
那覇	812	390	48.0
計	37,703	20,674	54.8

## 2. 平成24年度 2級土木施工管理技術検定試験「実力テスト」受験準備講習会（ご案内）

### 【CPDS認定講習会】

最近の建設工事は、規模も構造も大型化し、建設技術の進歩等で工事内容が多様化、複雑化しています。また、営業所における専任技術者及び工事現場における主任技術者を確保するには、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なことでもあります。

建設産業は厳しい状況にあります。技術者の高齢化等で人材育成は喫緊の課題であり、優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組む必要があります。建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得されることが大切であります。2級土木施工管理技術検定試験は10月28日(日)に実施されます。つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率をアップするため「実力テスト」を次のとおり計画いたしましたので、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

2級 実力テスト (2日間)	
日 程	平成23年9月20日(木)～9月21日(金)
場 所	宮崎県建設会館(宮崎市橋通東2丁目9番19号)
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会(0985-31-4696)

### 3. 2回目の『 監理技術者講習 』終わる

平成24年度第2回目の監理技術者講習を、平成24年8月21日(火)に宮崎市学園木花台の「宮崎県技能検定センター」で開催し、54名が受講されました。

監理技術者講習については、ご案内のとおり、制度のあり方等が検討されていますが、現行の建設業法では必要となっております。現制度では、公共工事の監理技術者は、監理技術者資格証と講習修了証の2枚のカードが必要となり、現場に携帯しなければなりません。

#### 監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

#### ◎平成24年度の「監理技術者講習」の今後の日程

下記のとおり、今年度はあと1回です。講習修了証の有効期限は、講習修了後5年ですので、更新時期にきている方は必ず受講してください。

日 程	会 場
平成24年11月27日(火)	宮崎県技能検定センター(宮大前)

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

### 4. JCMセミナー(特別講習会)のご案内

(一社)全国土木施工管理技士会連合会では、現場代理人の折衝力向上について少人数演習タイプのCPDS認定講習(7ユニット)を下記のとおり実施します。

講習名 現場代理人の折衝力向上ワンポイント  
 講師 ハタコンサルタント(株) 降旗 達生  
 日時 平成24年10月1日(月) 9:30～17:00  
 場所 宮崎県建設会館  
 定員 30名  
 参加費 技士会会員 3,000円 非会員 20,000円  
 申し込み先 全国技士会(ホームページ <http://www.ejcm.or.jp/>)

# 建退共

## 1. 建退共事業加入・履行証明書の発行について

建設業退職金共済（建退共）事業の『加入・履行証明書』は、「経営事項審査申請用」と「入札参加資格申請用（指名願）」があります。

証明書は、申請者である建退共事業加入の事業主が制度を適正に実施していることを確認して発行します。

＊建退共制度の適正な実施とは

公共工事・民間工事を問わず、事業主が、建設現場で働く労働者について働いた日数に応じて必要な共済証紙を購入して共済手帳に貼付し、手帳が満了になったら更新している。

【加入・履行証明手続きに必要なもの】

○経営事項審査申請用（労働福祉向上の一つとして加点評価の対象）

1 加入・履行証明願

宮崎県支部の様式（申請書）を使用してください。

（各地区の建設業協会にもあります。ダウンロードした様式では受け付けていません。）

2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。

2 共済手帳受払簿の原本

前年分（支部の受付印のあるもの）の続きに記入してください。

3 共済証紙受払簿の原本

決算期ごとに記入してください。

4 決算期間内に購入した掛金収納書のコピー

5 元請又は下請で建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー

6 手数料200円

〈郵送で申請する場合〉

手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。

7 返信用封筒A4サイズ

返信先の会社の住所を記入し、140円切手を貼付してください。

○入札参加資格申請用（指名願）

1 証明願

2枚複写になっています。2枚とも申請者欄に押印してください。

2 最近3か月間の掛金収納書のコピー

3 元請又は下請で建退共証紙の受渡しがある場合は、受領書等のコピー

4 手数料200円

〈郵送で申請する場合〉

手数料200円分として、郵便局の定額小為替200円を同封してください。

5 返信用封筒

返信先の会社の住所を記入し、80円切手を貼付してください。

《ご注意》

証明願に必要な事項が記入されていなかったり、上記の必要書類の添付がなく、また、手帳の更新が適正に行われていない場合は、証明書が発行できませんのでご注意ください。

また、証明書の内容確認に時間がかかりますので、証明願は日数に余裕を持って提出してください。書類の不備等で連絡がつかない場合は、返送することもありますのでご了承ください。

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ） ★

★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ） ★

## 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (6月の状況)
					件	千円	
6月末計	社 3,069	名 47,570	前年度累計	冊 391,458	44,192	26,232,759	千円 112,514,713
加 入	5	100	当 月 分	792	103	98,963	50,878
脱 退	3	106	24年度分	2,807	529	483,912	124,357
7月末計	3,071	47,564	累 計	394,265	44,721	26,716,671	112,639,070

# 厚生年金基金

## 1. 事業概況（7月分）

### 1. 適用

(平成24年7月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
316社	3,560	560	4,120

### 2. 給付

#### (1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額：円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	31	8,439,800	119	34,818,500
	失権者	10	1,186,900	36	5,492,600
選択一時金		4	3,141,400	36	23,178,000
脱退一時金 (企業年金連合会移換を含む)		13	2,482,400	99	14,285,400
遺族一時金		0	0	1	154,600

#### (2) 年金受給権者数

(金額：円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,776	1,195,081,900	5,673	1,150,053,300	33	19,631,900	70	25,396,700

### 3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	12,895,351,402 円
----------	------------------

---

# 建 災 防

---

## 1. 平成24年度 全国労働衛生週間について

準備期間／9月1日～9月30日

本 週 間／10月1日～10月7日

本年も全国労働衛生週間が10月1日から同月7日までの期間に実施されます。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機として労働衛生水準の向上を図って頂くようお願いいたします。

---

<スローガン>

**「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」**

---

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第63回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

宮崎県における業務上疾病による被災者は近年増加傾向にあり、昨年は92人と前年と比べ5%増加しました。一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は高水準で推移しており、平成23年は50%に上っています。

さらに、宮崎県における平成23年の自殺者数は338人であり、そのうち41人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずおり、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっております。

このため、事業者等が労働者の健康障害の防止や健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み健康を確保する必要があります。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められています。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることも必要です。

このような観点から、本年度は、

**「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」**

をスローガンとして10月1日から10月7日までの期間実施されます。

9月1日から9月30日を準備期間とし、県内すべての事業場において、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動を推進しましょう。

## 2. 住宅建築工事に対する一斉監督指導の結果について

(平成24年 8月20日宮崎労働局発表)

### ～平成24年度の結果 6割以上の住宅建築工事現場で法違反～

宮崎労働局においては、木造家屋等低層住宅建築工事（以下「住宅建築工事」という。）に対して、7月23日（月）から7月27日（金）までの5日間を「住宅建築工事に対する一斉監督実施期間」として、管内の4労働基準監督署で

- 安全な足場や作業床の確保等墜落防止措置の徹底
- 携帯用丸のこ盤等の適正な使用の徹底
- 保護帽（ヘルメット）の着用の徹底
- 「足場先行工法に関するガイドライン」の周知徹底等による墜落災害の防止等を重点に監督指導を実施いたしました。

その結果、6割の住宅建築工事現場で、足場や作業床からの墜落による危険を防止するための措置がなされていない等の労働安全衛生法違反が認められました。

当局管内の住宅建築工事に係る死亡災害は、平成20年以降は発生していないものの、最近4年間の休業4日以上労働災害は、毎年20件台で推移し、その4割近くが、死亡災害につながるおそれの高い「墜落・転落災害」となっております。

平成24年7月23日から7月27日までの5日間に宮崎労働局管内で監督指導を実施した住宅建築工事97現場のうち、6割以上の61現場で何らかの労働安全衛生法違反が認められ、このうち11現場に対して作業停止、立入禁止等の行政処分を行いました。

61の工事現場で認められた安全衛生法違反事項は延べ140件であり、このうち死亡や重篤な災害につながりかねない墜落・転落の防止措置に関する事項が89件で、違反事項全体の6割強を占めており、施工業者の法令遵守意識の向上が求められます。

なお、「足場先行工法」（家屋の建方作業開始前に足場の設置を行い、安全な足場を確保しつつ施工する工法）は、監督指導を実施した97現場のうち78現場（82.1%）で実施されておりましたが、同工法は、墜落・転落災害の減少を図るために有効であることから、さらなる普及定着が必要と考えられます。

宮崎労働局では、今回の一斉監督指導結果を踏まえ、住宅建築工事における労働安全確保がさらに図られるよう、引き続き指導等に取り組むこととしております。

#### 【一斉監督指導期間中の違反の内容】

違反事項	件数	比率（%）
足場・はしご等の墜落・転落防止措置等の未整備	89	63.6
木材加工用機械の接触予防装置等の未整備	22	15.7
足場の最大積載荷重等の非表示	14	10.0
木造建築物の組立等作業主任者の未選任、氏名等の未周知	7	5.0

保護帽（ヘルメット）の未着用	2	1.4
その他	6	4.3
合計	140	100.0

（注）現場によっては、複数の法違反事項があり、法違反事項件数計と法違反現場数は一致しない。

### 3. 高所作業車による運転業務で死亡災害が発生！

7月、県内において、高所作業車の運転業務で死亡災害が発生しておりますので、定常作業はもとより臨時の非定常作業等で高所作業車を使用されることが予想される会員におかれましては、当支部が実施する「高所作業車運転技能講習」を受講させて頂くようお願いいたします。

#### 平成24年死亡災害の概要

発成年月	業種	被災者数	事故の型 起因物	災害発生状況
平成24年7月	通信業	死亡1名	挟まれ、 巻き込まれ  高所作業車	傾斜地（3～4度）の道路において高所作業車を用いた作業が終了したため、当該高所作業車のアウトリガを格納する作業を行っていたところ、高所作業車が突然動き出し、約30m逸走した後、民家に激突し、被災者の上半身は運転席に入っていたため、運転席ドアと運転席に挟まれ被災した。

### 4. 登録教習機関の登録取消し処分について

宮崎労働局は労働安全衛生法に基づき、平成24年7月18日付けで宮崎労働局長の登録教習機関である「渡邊敏郎」（大分県佐伯市）の玉掛け技能講習に係る登録取消し処分を行い、不正に交付した玉掛け技能講習修了証のすべてを回収するように命じました。

上記の登録教習機関が交付した「玉掛け技能講習修了証」に心当たりのある方は宮崎労働局健康安全課（電話0985-38-8835）にお問い合わせ下さい。

# 火薬保安協会

## 1. 平成24年火薬類による事故

平成24年1月1日から5月31日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。

### [ I ] 総括表（取扱・種類別一覧表）

（平成24年5月31日現在）

取 扱 項 目	種 類 別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数（重一軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	が ん 具 煙 火	0		0			
	が ん 具 煙 火	0		0			
消 費 中	産 業 火 薬	3	5	0	0	1-2	1-4
	が ん 具 煙 火	1		0			
	が ん 具 煙 火	1		0			
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	が ん 具 煙 火	0		0			
	が ん 具 煙 火	0		0			
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	が ん 具 煙 火	0		0			
	が ん 具 煙 火	0		0			
が ん ろ う 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	が ん 具 煙 火	0		0			
	が ん 具 煙 火	0		0			
そ の 他 事 故	産 業 火 薬	1	1	0	0	0-0	0-0
	が ん 具 煙 火	0		0			
	が ん 具 煙 火	0		0			
合 計	産 業 火 薬	4	6	0	0	1-2	1-4
	が ん 具 煙 火	1		0			
	が ん 具 煙 火	1		0			

### [ II ] 事故一覧

#### 産業火薬消費中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	3月28日 14:45頃	東京都 青梅市	0	0-1	C	採掘のための発破作業において、14:40に装薬作業が終了し、14:45に点火したところ発破による飛石が、発破方向正面140mの位置で見張りをしていた作業員に当たり、胸部打撲の負傷を負った。
2	4月4日 12:00頃	佐賀県 唐津市	0	1-0	C	採石場で装薬完了後、11時55分に発破開始のサイレンを鳴らし、5分後に点火した時に、点火者（被災者）が後方へうつ伏せの状態に倒れた。倒れた場所にあった岩石に顔面が接触し、それにより目の下を負傷し、同時に頸髄にも損傷を受けた。
3	5月24日 12:00頃	秋田県 由利本庄市	0	0-1	C	採石場内で、発破作業中、発破の後ろで点火を行った作業員が、点火後頭に飛石が当たり被災した。発破母線は75m敷設されていた。付近に天火小屋が設置されていたが使用されていなかった。
合 計		3 件	0	1-2		

#### 産業火薬その他

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月21日 16:00頃	長野県 作久郡南牧村	0	0-0	C	物置に存置された不用品を焼却していたところ、火薬類があるとは知らず爆発した。このため、他にも火薬類があるかどうか物置内を探したところ、複数の工業雷管を発見した。
合 計		1 件	0	0-0		

#### 煙火消費中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	1月13日 16:00頃	山梨県南都留郡 富士河口湖町	0	0-2	C	小学校校庭にて地区の道祖神祭りが開催されており、祭事の際、信号煙火等を打ち揚げたところ、煙火内の花雷1粒が何らかの要因により、所定の上空で開花せず、観客至近へ飛び開花、観客2名が負傷した。
合 計		1 件	0	0-2		

#### が ん 具 煙 火 消 費 中

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月28日 11:10頃	青森県 弘前市	0	0-0	C	寺院の庭園内の池の鯉を食べようとするサギを追い払うため花火を打ち上げた際、花火の燃えかすから芝生に火が移ったため、庭園内の芝生、庭木など400㎡焼損した。
合 計		1 件	0	0-0		

# 保証会社

## 1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証㈱  
宮崎支店

### I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	337	▲0.9%	12,376	36.7%	1,040	5.5%	45,710	16.6%
平成23年度	340	▲7.6%	9,055	▲8.8%	986	▲1.6%	39,198	▲16.9%
平成22年度	368	▲20.9%	9,924	▲35.1%	1,002	▲19.0%	47,189	4.0%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

### II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

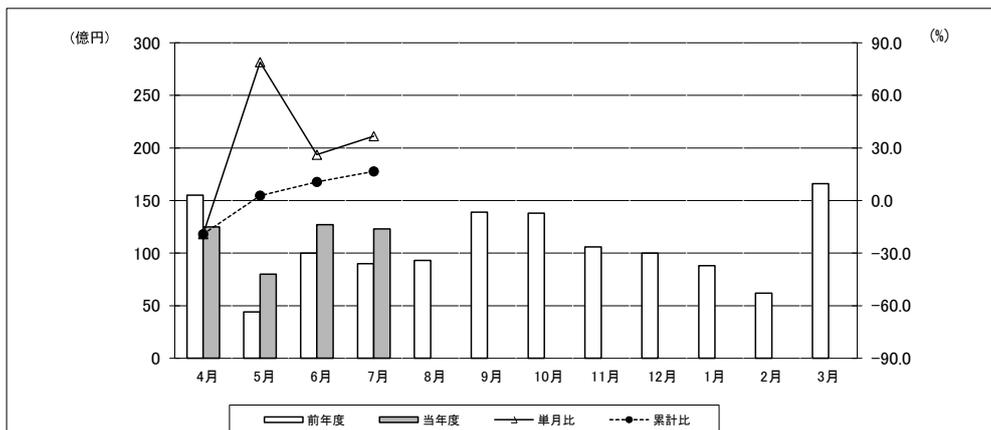
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	52	205.9%	5,422	169.7%	129	51.8%	12,932	27.7%
独立行政法人等	6	200.0%	363	347.3%	34	78.9%	11,609	64.1%
県	80	▲19.2%	1,832	▲19.5%	278	▲9.7%	9,012	▲4.8%
市 町 村	196	▲10.5%	4,451	▲0.1%	583	3.2%	11,397	2.1%
そ の 他	3	0.0%	306	33.2%	16	77.8%	758	▲44.9%
計	337	▲0.9%	12,376	36.7%	1,040	5.5%	45,710	16.6%

### III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	75	5.6%	2,478	40.4%	218	0.9%	8,519	26.7%
高 岡	15	▲21.1%	222	▲10.9%	35	▲30.0%	498	▲36.9%
西 都	20	150.0%	273	77.3%	39	5.4%	584	▲52.2%
高 鍋	14	0.0%	275	▲46.7%	50	19.0%	3,119	6.0%
日 南	16	▲56.8%	272	▲66.8%	69	▲13.7%	2,041	15.2%
串 間	15	36.4%	299	168.8%	41	7.9%	657	32.7%
都 城	34	▲27.7%	877	▲37.7%	138	7.0%	3,784	▲15.7%
小 林	44	69.2%	1,182	92.0%	105	25.0%	2,056	33.5%
日 向	38	▲25.5%	2,070	102.7%	158	6.8%	14,443	50.7%
延 岡	44	18.9%	3,522	62.0%	120	7.1%	8,438	▲6.2%
西 臼 杵	22	15.8%	900	311.9%	67	34.0%	1,568	143.0%
計	337	▲0.9%	12,376	36.7%	1,040	5.5%	45,710	16.6%

### < 月別請負金額(前払保証分) >



## 2. 中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

### <制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

### <請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

### <中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

### <保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

## 平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年7月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
宮崎県	42	2,326,045	▲22.2%	19.8%
宮崎市	9	573,627	12.5%	138.7%
延岡市	11	372,621	83.3%	198.1%
美郷町	2	53,025	<	<
その他	1	33,075	<	▲67.0%
計	65	3,358,395	▲16.7%	32.5%

# 書籍のご案内

## 労働関係実務書籍のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
 平素は、当協会の業務にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
 さて、労働関係法令は毎年少なからず法律や政省令・告示の改正が行われており、人事・労務・安全衛生・労災保険等のご担当者におかれましては常に最新の法令を把握し、それに沿った適正な措置を講じていくことが強く求められています。  
 今回、ご案内致します図書は、関係業務を遂行する上で、法令の解釈、行政通達、裁判例等も念頭において編集した最新版となっており、実務参考書として最適と考えますので、ご推薦申し上げます。購入ご希望の方は、下記発行所までFAXお申し込み願います。

謹言

発行所 (株)労働調査会 九州支社 TEL 092(713)1772 記 納品方法 申込受付後、発行所より直送致します。(送料実費)  
 申込方法 下記申込書にご記入の上、FAX又は郵送にてお申込み下さい。 代金支払 現品到着後、同封の振込用紙にて送金願います。

<p><b>送検事例と労働災害 第1集</b>                  ■労働調査会出版局 編 8月20日発行                  B5判/112頁/定価1,050円/〒210円/コード1272                  安衛法違反の容疑で実際に書類送検された24の事例を災害の型別に収録。送検とは何か?をわかりやすく説明するとともに、各事例には「事例から学ぶ災害防止対策」と労働基準監督官のコメントを収録。労働災害を中心に、行政の動向、社会での出来事とまとめた2011年の年表もコンパクトに掲載。</p> <p>注文 冊</p>	<p><b>新入社員 安全衛生教育マニュアル</b>                  ■労働調査会出版局 編 6月15日発行                  B5判/105頁/定価1,050円/〒210円/コード1262                  労働安全衛生法第59条に基づく雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育の内容を網羅した教育用テキスト。各企業で実際に使用されている実務資料を豊富に取り入れるなど、新入社員などに対する実務的な教育教材となっている。効果的な教育を行うための教育担当者へのアドバイスも行っている。</p> <p>注文 冊</p>
<p><b>安全衛生理解度テスト</b>                  ■労働調査会 編 5月30日発行                  B5判/60頁/定価630円/〒210円/コード1270                  本書は、日常的に実施している教育が受けての労働者にどれほど理解されているのかを知るためのツールです。本書で紹介したテスト事例は、実際の企業で実施して来たものであり、同様の作業や現場がある場合にはそのまま使用できます。</p> <p>注文 冊</p>	<p><b>建設業墜落・転落災害防止のポイント</b>                  ■労働調査会出版局 編 6月15日発行                  B5判/64頁/定価525円/〒210円/コード1287                  第1章 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱のポイント                  第2章 墜落・転落災害防止のポイント                  第3章 足場関連安衛則のポイントと逐条解説                  第4章 足場関連安衛則のQ&amp;A 第5章 足場総合対策推進要綱のすべて</p> <p>注文 冊</p>
<p><b>安全は利益を生むー労働災害損失コストの算定法ー</b>                  ■高木 元也 著 (算定ソフトCD-ROM付き) 5月30日発行                  B5判/175頁/定価1,575円/〒210円/コード1238                  労働災害によって多額の損害が発生することを作業者に教育する。そのことよって安全意識を高めることを狙った意欲作。労働災害による損失項目と損失コスト算出方法を示したうえで、実際に発生した14事例での損失コストを算定している。</p> <p>注文 冊</p>	<p><b>改訂5版 イラストで見る安衛則100</b>                  ■労働調査会出版局 6月15日発行                  A5判/150頁/定価1,260円(本体1,200円+税)/〒210円/コード1234                  「作業員に安衛法の基本的なイロハを教えたいが、安全衛生法規は膨大で、どの箇所をどのように教育していいのかわからない」という声をよく耳にします。こういうケースのために考え出されたのが本書です。700条近くもある労働安全衛生規則の中から主要な100を選び紹介。</p> <p>注文 冊</p>
<p><b>事例でおぼえるリスクアセスメント</b>                  ■労働調査会 編 6月30日発行                  B5判/134頁/定価1,260円/〒210円/コード1271                  過去に起きた災害の発生時に行っていた60種類の危険有害作業を左ページにイラストシート化し、右ページでリスクアセスメント結果を掲載している。これにより、作業状況が視覚的に理解できるとともに、イラストを見ながらリスクアセスメントのやり方を手軽に習得できる。</p> <p>注文 冊</p>	<p><b>中小建設業等のための現場管理100のポイント</b>                  ■木田 修著 7月15日発行                  B5判/248頁/定価1,260円(本体1,200円+税)/〒210円/コード1285                  本書は、建設業法で求められる様々な諸問題について、経営管理、施工管理、技術管理、安全管理、労務管理の各面から眺めて最も重要と思われる事項をピックアップし、これを建設業者が取り組むべき100のポイントとして紹介しました。</p> <p>注文 冊</p>
<p><b>改訂14版労働安全衛生法実務便覧</b>                  ■労働調査会出版局 編 6月10日発行                  A6判/576頁/定価1,680円(本体1,600円+税)/送料450円/コード1284                  平成24年3月31日現在の労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の全文を収録。重要施行通達は、各条文ごとに当該関連する部分を掲載。</p> <p>注文 冊</p>	<p><b>改訂13版労働安全衛生規則実務便覧</b>                  ■労働調査会出版局 編 6月10日発行                  A6判/704頁/定価1,680円(本体1,600円+税)/送料450円/コード1285                  平成24年3月31日現在の労働安全衛生規則の全文を収録。巻末には、健康診断に関する告示4本と、各種申請・届出等をする場合の必要事項</p> <p>注文 冊</p>
<p><b>改訂3版 建設業の安全衛生管理</b>                  ■労働調査会出版局 5月31日発行                  A5判/432頁/定価2,625円(本体2,500円+税)/〒210円/コード1249                  本書は、建設業における安全衛生管理の基本書ともいえるもので、安全衛生部門の初任者用テキスト、安全衛生管理部門の基本資料、企業や現場での常備書、建設業における安全衛生講習会のテキストとしてご利用ください。</p> <p>注文 冊</p>	<p><b>安衛法便覧 平成24年度版</b>                  ■労働調査会出版局 編 8月31日発行                  B6判/654頁/定価10,815円(本体10,300円+税)/〒660円/コード1286                  平成24年度版は、平成24年6月30日現在の最新の労働安全衛生法と関連政省令・告示等に加え、主要行政指導通達を収録!                  * 酸素欠乏症等の労働災害発生状況について(H24.6.1)                  * 平成24年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について(H24.5.18)</p> <p>注文 冊</p>

利用目的 ●皆さまでお預かりした情報は、新刊書籍をはじめとする書籍の連絡先として利用します。お預かりした個人情報、株式会社労働調査会九州支社が責任を持って管理します。  
 情報管理責任者 ●株式会社労働調査会九州支社 長谷川公英 申込日 平成24年 月 日

会社名	ふりがな	
部署名	ふりがな	ご担当者名
ご住所	ふりがな	
TEL	FAX	
E-mail	備考	

労働調査会 九州支社 (取扱 社団法人建設業協会)  
 福岡市中央区天神3-9-25  
 電話 092-713-1772  
 担当 長谷川  
**FAX 092-713-7064**

## (財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

### 建設共済加入促進月間 実施に向けて!!

#### 「助け合い、未来を創る。」

共済団では、建設共済制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施します。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動を行います。

#### 《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万5千社の事業所が加入しています。また、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

#### 《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「助け合い、未来を創る。」は、本制度が、労働者の福祉の向上と労働災害における企業の経営危機に対処するための建設業界の「相互扶助の制度」として、40年をこえる実績を有する制度であることをアピールすることにより、事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

〈共済団ホームページ〉資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

## 建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と  
ともに歩き、  
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

### 財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

#### 育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>